

第6 請求原因事実

1 確認の利益を基礎付ける事実

訴状には、請求の趣旨及び原因が記載されなければならないとされています(民訴133②)。

債務不存在確認訴訟を提起する際、訴状の請求原因として、被告は原告に対し、請求の趣旨記載の債権を有すると主張していること(確認の利益を基礎付ける事実)を記載します。

具体的には以下のとおりです。

- 1 被告は、原告に対し、別紙債権目録記載の債権を主張している。
- 2 よって、原告は、上記債権が存在しないことの確認を求める。

上記1において訴訟物たる債務を特定するために必要な事実を記載することを要します。

上記に加えて、被告が原告に対して特定の給付を求めるに至った経緯・原因(確認の利益を基礎付ける事実)、債務不存在の根拠となる理由をも具体的に記載するのが望ましいでしょう(民訴53②参照)。

確認の利益は訴訟要件であって裁判所の職権調査事項であるため、仮にこれを欠くときは訴え却下の訴訟判決がなされるべきものですが、その判断は職権探知によるのではなく、当事者の弁論にあらわれた事実に基づいてなされる以上(兼子「新修民事訴訟法体系」[増訂版] 205頁(酒井書店、1965)、新堂幸司ほか編「講座民事訴訟2」165頁・298頁(弘)

第1節 貸金関係

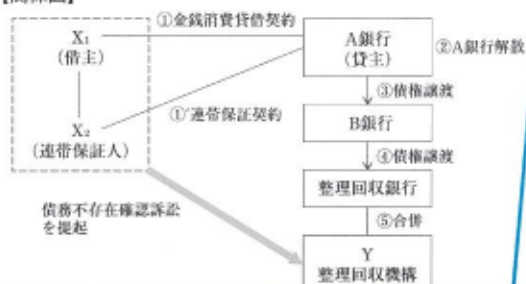
事例1 期限の利益喪失を前提にした貸金業者からの一括弁済請求に対して期限の利益を喪失していないこと及び信義則違反等を主張して債務不存在確認を求めた事例
(東京高判平14・10・17金判1162・14)

事案の概要

【当事者】

控訴人X₁: 金銭消費貸借契約の借主
控訴人X₂: X₁の代表取締役
被控訴人Y: Bから債権譲渡を受けた整理回収銀行と合併した整理回収機構
A: 金銭消費貸借契約の貸主(銀行)
B: Aから債権譲渡を受けた銀行

【関係図】



【事実経過】

平2.3.16	X ₁ は、銀行Aとの間で1億6000万円の金銭消費貸借契約を締結した。その際、X ₁ の代表者X ₂ が連帯保証をした。
平3.2.28	X ₁ は、銀行Aとの間で1億5000万円の金銭消費貸借契約を締結し、平成2年3月16日分と併せて合計3億1000万円を借り受けた。その際、X ₁ の代表者X ₂ が連帯保証をした。
平8.1.29	銀行Aは解散した。同日、本件各貸金債権を含む一切の債権は、別の銀行Bに譲渡された。
平8.12.18	銀行Bは本件各貸金債権についての平成8年10月の元利均等分の弁済がないので期限の利益を喪失させる旨等を記載した催告書をX ₁ 及びX ₂ に送付し、本件各貸金債権の期限の利益を失ったと主張した。
平11.3.23	銀行Bは、本件各貸金債権を含む全債権を株式会社整理回収銀行に譲渡し、Yは同銀行との合併により本件各貸金債権を取得した。X ₁ 及びX ₂ はその譲渡について特に異議を留めない承諾をした。
平12	X ₁ 及びX ₂ が期限の利益を喪失していないこと等を根拠としてYに対し遅延損害金支払債務の不存在確認を求めて訴訟を提起した。

訴訟の経緯

- ① 第1審係属中に、YがX₁及びX₂に対して反訴を提起した。
- ② 平成14年1月18日第1審判決は、X₁らの訴えのうち遅延損害金支払債務不存在確認請求について訴えを却下するとともにその余の請求を棄却し、Yの反訴請求全額を認容した。

コメント

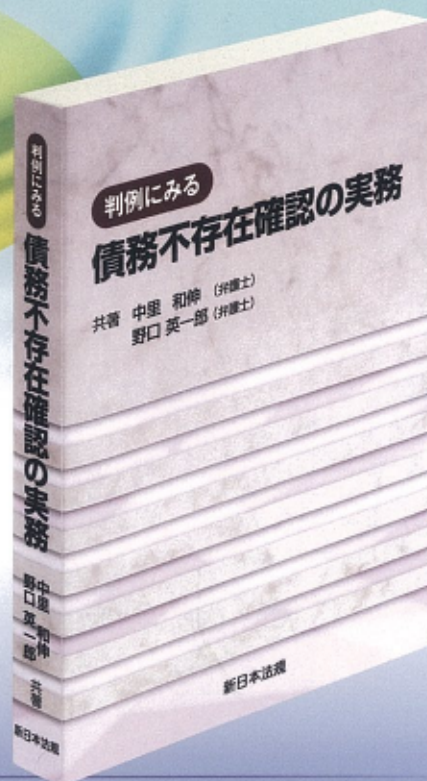
1 遅延損害金の発生を防ぐ必要と債務不存在確認訴訟
本件は、バブル経済時期になされた貸付債権の整理回収案件として位置付けられる訴訟です。
貸金債権が存在することについて当事者間に争いはなく、争点は、X₁らが本件各貸金債権について期限の利益を喪失したか否か(遅延損害金が発生するか否か)であり、1審と2審で判断が分かれた事例です。
X₁らとしては、貸金元本が多額であり、Yが期限の利益の喪失を主張している以上、放置すれば遅延損害金が膨張し続ける可能性のある事案だったといえます。
銀行Bが期限の利益喪失を主張してから訴え提起に至るまで2年程度が経過しており、この間の交渉の詳細は明らかではありませんが、X₁らはYと従前に合意した金額で毎月の弁済を継続しており、直ちに債務不存在確認訴訟を提起する差し迫った必要性がないと判断された可能性もあり得る状況でした。
しかしながら、X₁らの認識と異なり遅延損害金が発生している可能性がある以上(債権者たるYがそのように主張している以上)、いつまでも放置しておくことはできず、債権者側が給付訴訟を提起していないことから、債務者たるX₁らは遅延損害金の発生の有無、一括弁済の必要性について確定的な判断を得る必要があり、そのための手段として債務不存在確認訴訟を提起したものと推察されます。

2 債務不存在確認請求と反訴請求
本件で、東京高裁は、期限の利益喪失の催告時以降の遅延損害金支払債務が不存在であることを確認するとともに、反訴請求を棄却する判決を下しました。

判例にみる 債務不存在確認の実務

共著 中里 和伸(弁護士)
野口 英一郎(弁護士)

紛争解決の方策に
新たな選択肢を!



- ◆実務家が事件の処理方針を決める際に、盲点となりやすい債務不存在確認訴訟について、**事件類型別に分類・整理**しています。
- ◆訴訟提起から終結に至るまでの実務上の留意点を解説した上で、**具体的な裁判例**を豊富に紹介しています。
- ◆債務不存在確認訴訟の提起を検討・活用すべき事案や場面を判断することができます。

A5判・総頁346頁
本体価格 4,000円+税
送料実費

Webショップ
新日本法規 Web で 検索

0120-089-339

E-mail eigyo@sn-hoki.co.jp

電子書籍も
発売!!

【電子版】
本体価格 3,200円+税

おかげさまで70年 新日本法規出版

掲載内容

第1章

債務不存在確認訴訟の実務

第1節 訴訟の意義

- 第1 債務不存在確認訴訟とは
 第2 差止請求訴訟・不法行為に基づく損害賠償請求訴訟との相違
 第3 先制攻撃的・証拠開示的・提訴強制的性格
 第4 債務不存在確認訴訟が提起される類型
 第5 紛争の終局的解決機能等

第2節 訴訟の提起

- 第1 管轄
 1 事物管轄
 2 土地管轄
 3 国際裁判管轄
 4 民事調停の場合
 第2 訴額・手数料
 1 債務不存在確認訴訟における訴額
 2 受任時の注意点

第3節 訴えの利益

- 第1 債務不存在確認訴訟における訴えの利益(確認の利益)
 2 即時確定の利益
 3 具体例

第4節 訴訟物の特定

- 第1 債務不存在確認訴訟における訴訟物
 2 訴訟物の特定の程度
 3 訴訟物の特定の仕方
 4 特定不十分であった場合
 5 一部請求

第5節 請求の趣旨

- 第1 請求の趣旨において債務額を表示することの要否
 2 債務額の上限を表示しない請求の趣旨の解釈
 3 請求の趣旨において債務の法的性質を特定することの要否
 4 請求の趣旨の代表的な記載例

第6節 請求原因事実

- 第1 確認の利益を基礎付ける事実
 2 訴訟物特定に必要な事実

第3節 訴訟の進行

- 第1 抗弁以下の攻撃防御
 1 債務不存在確認訴訟における主張整理の具体例
 2 原告被告主張の債務が一致しない場合について

第2節 証明責任

- 第1 主張立証責任
 2 被告の欠陥
 3 保険事故における「故意・重過失」の証明責任

第3節 給付訴訟と債務不存在確認訴訟

- 第1 給付訴訟の係属中の債務不存在確認訴訟の提起
 2 債務不存在確認訴訟の係属中の別訴給付訴訟の提起
 3 債務不存在確認訴訟の係属中の反訴給付訴訟の提起

第4節 被告の応訴と消滅時効中断

- 第1 債務不存在確認訴訟における消滅時効の中断

- 2 債務不存在確認訴訟における債権の消滅時効中断の効力発生時期
 3 消滅時効中断効の及ぶ範囲
 第5 債務不存在確認訴訟と請求異議訴訟
 1 請求異議訴訟と債務不存在確認訴訟の併合提起の必要性
 2 債務不存在確認訴訟の独自の意義

第6節 判決

- 第1 債務の存否のみの確認を求める請求に対する判決
 2 債務額を表示しない請求に対する判決(前掲1を除く場合)
 3 債務額(申立範囲の上限)を表示した請求に対する判決
 4 申立範囲の上限が示されず下限(残債務額)が示された請求に対する判決
 5 申立範囲の上限及び残債務額を示した請求に対する判決
 6 中間判決

第7節 和解条項

- 第1 消費貸借契約の債務の不存在を確認した事例
 2 身元保証契約に基づく損害賠償債務の不存在を確認した事例

第2章

債務不存在確認訴訟の活用事例

第1節 貸金関係

- 事例1 期限の利益喪失を前提にした貸金業者からの一括弁済請求に対して期限の利益を喪失していないこと及び信義則違反等を主張して債務不存在確認を求めた事例

- 事例2 父親から一定の代理権を与えられた長男が父親の替え玉を同行して金融業者から父親を借主とする融資を受けたケースで父親らが金融業者に対して借入金債務の不存在確認を求めた事例

- 事例3 借主の債務整理のため弁護士が受任通知を送付したことを理由に貸金業者が期限の利益喪失を主張し、利息制限法の適用に否定的な対応をとったことから借主が借入金債務について利息引き直し計算後の金額を超えて借入金債務が存在しないことの確認を求めた事例

- 事例4 貸金債権は10年の時効期間の経過により消滅したとして借主が貸主の相続人に対して債務不存在確認を求めた事例

- 事例5 株券を担保とする消費貸借につき債務者による貸金の供託により貸金債務が消滅したとして債務不存在確認及び株券の引渡しを求めた事例

- 事例6 手形判決等が確定している場合においてその原因債権の不存在確認の訴えの利益が認められた事例

- 事例7 健康保険被保険者証の貸与を受けた者が保険証の名義を利用して借り入れた貸金の返還を求められた保険証名義人が消費者金融業者に対して損害賠償債務等が存在しないことの確認を求めた事例

第2節 保証関係

- 事例8 会社の貸金債務の消滅時効の進行中に連帯保証人が一部分割払した場合においても同保証人による主債務の消滅時効の援用が信義則に反しないとして債務不存在確認を求めた事例

- 事例9 他人の100万円の貸金債務について連帯保証すると誤信して極度額1000万円の根保証契約書と記載された契約書に署名押印した者が根保証契約は要素の錯誤により無効であるとして保証債務が存在しないことの確認を求めた事例

- 事例10 リース契約においてサプライヤーから役務提供を受けられなかったことを前提に、ユーザー及びその連帯保証人が連帯保証債務の不存在確認を求めた事例

- 事例11 妻が夫に無断で信用金庫との間で妻名義の消費貸借契約の連帯保証及び根抵当権設定契約を締結したことについて債務不存在確認を求めた事例

第3節 交通事故関係

- 事例12 自動車の接触事故により2名が18日間入院しその後も通院を続けた場合において加害者が被害者に対して負傷の事実が認められないとして損害賠償債務不存在の確認を求めた事例

- 事例13 物損交通事故の当事者が訴訟前の交渉により合意に達しなかったため損害賠償債務の不存在確認訴訟を提起したところ争点となった確認の利益につき中間判決がなされた事例

- 事例14 交通事故に基づく債務不存在確認訴訟における確認の利益の存否について加害者側が立証しない場合に裁判所がとるべき対応等について判断された事例

- 事例15 交通事故の後遺障害に関する示談契約締結後に被害者が同示談契約が弁護士でない者の介入があり無効であるとして損害賠償を求めたのに対して加害者が示談契約の有効性を主張して債務不存在確認を求めた事例

- 事例16 交通事故による休業損害は発生していないとして損害賠償債務の不存在確認を求めたケースで被告には原告主張以上の損害が生じたとして請求が棄却された事例

第4節 保険金関係

- 事例17 転落事故により死亡した夫の生命保険金の請求を妻が行ったのに対して生命保険会社が死亡保険金支払債務不存在確認を求めた事例

- 事例18 自動車追突事故が被害者の故意による事故招致であるとして、加害者・運行供用者・保険会社の免責を主張して債務不存在確認等を求めた事例

第5節 売買・賃貸借関係

- 事例19 健康寝具の売買契約がモニター契約と不可分一体の契約であり公序良俗に反し無効であるとして立替払契約に基づく立替払金支払債務の不存在確認を求めた事例

- 事例20 面積を指示した土地の売買において代金支払及び登記完了後に実測した面積が契約書記載の面積よりも大きいことが判明したとして売買代金不足額を請求されたのに対して同代金支払債務は不存在であることの確認を求めた事例

- 事例21 住宅地区改良法に基づく改良住宅に使用許可を受けて居住する賃借人らが、市が導入した「応能応益家賃制度」は無効であると主張して同制度による増額分の家賃の支払債務が存在しないことの確認を求めた事例

第6節 報酬金関係

- 事例22 テレビ番組制作の契約を合意解除した後に既払報酬金の返済方法について紛争が生じたため返済を求められた制作会社が報酬金返還債務の不存在確認を求めた事例

- 事例23 法律事務所に勤務する外国法事務弁護士に経営弁護士に対する受任事件に関する報酬支払の合意に基づく報酬請求に対して経営弁護士が既払額を超えて報酬支払債務が存在しないことの確認を求めた事例

- 事例24 犬のフィラリア虫除去手術の最中に、その犬が心拍減少、不整脈を来して死亡した事案において、飼主と獣医との間に手術委任の有無・手術の成否及び手術料の支払について紛争が生じたため獣医側から損害賠償債務の不存在確認とともに手術関係費の支払を求めた事例

- 事例25 配偶者の素行調査を依頼された興信所の調査が不十分であったとして調査委任契約上の債務不履行責任を問われ調査費用の返還を求められたのに対して同返還債務の不存在確認を求めた事例

第7節 消費者関係

- 事例26 英会話レッスン受講料支払のためにされた金銭消費貸借契約に基づき貸金返還請求につき、貸主と英会話学校とが資金的にも人的構成の面でも密接不可分で相互依存関係にありかつ英会話学校の閉鎖により受講不能となったような場合には、貸金返還債務が存在しないと主張して債務不存在確認訴訟を提起した事例

- 事例27 加入電話契約者の承諾なしにその被用者が利用したいいわゆるダイヤルQ2事業における有料情報サービスに係る通話料につき加入電話契約者が債務不存在確認を求めた事例

第8節 フランチャイズ関係

- 事例28 フランチャイズ契約において加盟店側から解約する場合には本部に500万円の解約一時金を支払わなければならないとの定めが公序良俗に違反するとして同一時金支払債務が存在しないことの確認を求めた事例

第9節 会社関係

- 事例29 株主総会の特別決議を経ないで第三者に対し特に有利な価額でなされた新株発行が無効であるとして株式の返還を求められたため株式返還債務(不当利得返還債務)の不存在確認を求めた事例

第10節 破産関係

- 事例30 動産を目的とする所有権留保特約付割賦販売において、買主が破産した場合に売主が引上げ売却した動産売買代金が破産財団に所属すると主張したため売主が破産管財人に対して売買代金に係る支払請求権を有していないことの確認を求めた事例

- 事例31 会社更生手続中の会社につき更生計画認可後に根抵当権に基づき不動産の競売申立てがなされ競売開始決定がなされたのに対して不動産所有者が被担保債権の履行期が到来していないことの確認等を求めた事例

第11節 離婚関係

- 事例32 子が大学に進学していないため成年に達した日の前日をもって養育料等の支払義務が消滅したとして養育費支払債務の不存在確認を求めた事例

第12節 未成年者関係

- 事例33 16歳の少年が飲酒遊興したキャバクラ利用契約は公序良俗違反ないし未成年者取消しにより無効であるとして少年の養父がクレジットカード会社及びキャバクラ店に対して債務不存在確認を求めた事例

- 事例34 化粧品店のキャッチセールスに応じた未成年者が締結した化粧品購入契約が法定代理人の同意がなく取消しにより無効であるとして債務不存在確認を求めた事例

第13節 相続関係

- 事例35 遺留分減殺請求を受けた受遺者が、民法1041条所定の価額弁償の意思表示をしたものの現物返還請求も価額弁償請求も受けていない場合において受遺者が弁償すべき価額の確定を求めるべく債務不存在確認を求めて提訴した事例

第14節 安全配慮関係

- 事例36 ホテルの大浴場の階段部分について滑りによる転倒防止の安全対策が不十分であると指摘されたホテルが債務不履行による損害賠償債務が存在しないことの確認を求めた事例

第15節 労使関係

- 事例37 ホストクラブの顧客に対する売掛金を指名を受けたホストに対する貸付金とする特約が公序良俗に反し無効であるとして貸付金債務不存在の確認を求めた事例

第16節 団体決議関係

- 事例38 水産加工業者を組合員とする組合が1億円以上の損失を生ずる見込みとなったため組合員から特別賦課金を徴収する旨の総会決議がなされたのに対して決議に反対した組合員が特別賦課金の支払債務は存在しないことの確認を求めた事例

第17節 街宣活動関係

- 事例39 都市銀行が国体護持等を標ぼうし街宣活動を行う政治団体から不法行為責任を追及されたのに対し同責任に基づく債務は存在しないことの確認を求めた事例

第18節 医療事故関係

- 事例40 前額部のシメの治療で形成外科等を専門とする医療でレーザー治療を受けた女性が治療前と説明が異なり炎症性色素沈着の状態等になったため診療契約は要素の錯誤により無効であるとして治療費の支払債務の不存在確認を求めた事例

- 事例41 献血に先立つ試験採血の際に献血者に神経損傷の傷害を与えた看護婦に過失はないとして献血業務を実施した法人が献血者に対して損害賠償債務不存在確認を求めた事例

第19節 名誉毀損関係

- 事例42 地方新聞に掲載された町長選挙に関する談話記事が名誉棄損であるとして損害賠償等を求められた取材対象者が、訴訟告知を受けて独立当事者参加した新聞社と共に債務不存在確認を求めた事例

第20節 知的財産関係

- 事例43 ラップフィルム製品は登録意匠に係る物品としての同一性又は類似性がなくとして、意匠権侵害に基づく損害賠償請求権等が存在しないことの確認を求めた事例

第21節 租税債務関係

- 事例44 納税者名義の贈与税の申告書は納税者の父親が納税者に無断で納税者名義で署名押印して提出したものであるなどとして贈与税に係る租税債務が存在しないことの確認を求めた事例

第22節 国際裁判管轄関係

- 事例45 アメリカ在住の日本人がアメリカの裁判所に日本人を被告として不法行為に基づく損害賠償請求等の訴訟を提起した後同被告が日本の裁判所に同損害賠償債務の不存在確認を求めた事例

判例年次索引

- 内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

新日本法規出版株式会社

本社 総務本部 〒460-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号
 東京本社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地
 札幌支社 〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番
 仙台支社 〒981-3195 仙台市泉区加茂1丁目48番地の2
 東京支社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地
 関東支社 〒337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1

名古屋支社 〒460-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号
 大阪支社 〒540-0037 大阪市中央区内平野町2丁目1番12号
 広島支社 〒730-8558 広島市中区国泰寺町1丁目5番9号
 高松支社 〒760-8536 高松市扇町3丁目14番11号
 福岡支社 〒810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号
 (2017.10) 509991